

# 4月から 役場は 第2・第4 土曜日 休みになります

## 文化会館、海洋センター 保育所はこれまでどおり

前号でお知らせいたしましたとおり、町では国や県にならって、4月から第2・第4の土曜日の業務を休ませていただきます。

ただし、土曜日に町民の皆様

さんの利用の多い施設につきましては、これまでどおり業務を行います。

これまでどおり業務を行う施設



おいでになるまえに閉庁日の確認を

保育所  
文化会館（各種学級講座、図書室）  
海洋センター（体育館、プール、テニスコート）

※土曜閉庁に関するお問い合わせは、総務課庶務係（☎内線23）へ。

### 付 寄

上町の押尾孝さんから学校用備品として、横芝小学校と横芝中学校へ野球用品をいただきました。ありがとうございました。

# こくほQ&A ⑥

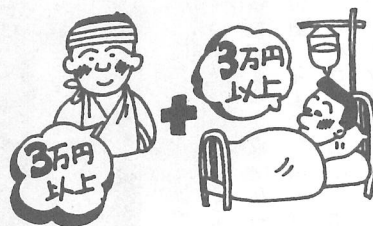
## 高額医療費の支給

**Q** 先月の1ヵ月で、私がA病院へ3万8,000円、妻がB病院へ3万2,000円の計7万円の自己負担金を支払いましたが、5万7,000円を超える分1万3,000円は払い戻されますか。

**A** この場合は合算ができ、払い戻されます。

ひとつの世帯で、同じ月内に医療費の自己負担額が3万円以上（住民税非課税世帯は2万1,000円以上）の場合が2回以上あったとき、それらの額を合算して、合計で5万7,000円、（住民税非課税世帯は3万1,800円）を超えた分について、あとで払い戻されます。

世帯合算ができる場合



|       |       |
|-------|-------|
| 3万円以上 | 3万円以上 |
|-------|-------|

|          |
|----------|
| 5万7,000円 |
|----------|

この分が払い戻される